

仕様書

1. 件名

「令和4年度 沖縄離島農業持続化支援事業 総合ブランディング実証等事業」

2. 目的

沖縄の離島地域においては、サトウキビ生産及び黒糖の製造などの農林水産業は、雇用労働の創出も含め経済効果が高く、大きな産業が成立しにくい離島地域に欠くことのできない重要な産業である。一方、消費地から遠い市場遠隔性を抱える地域にあり、経営規模が小さく、後継者不足、担い手の高齢化、従事者の減少に加え新型コロナウイルス感染症の拡大による県産農産物等の需要減などが課題となっており、その解決が急務となっている。

これらの課題解決に向け、離島農産物の魅力発信や一層の販路拡大に取り組み、地域農業の維持・発展、定住人口減少の抑制を図り、また、他産業との連携、利活用企業の掘り起こし手法を構築することにより、他の農産物や離島地域へ横展開し、沖縄離島地域の農業の持続的発展の実現のための支援が必要である。

そのため、離島農産物の一層の普及、販路拡大に向け、離島の特産品である沖縄県産黒糖について、新規販路開拓のため食品製造業者等と連携した総合ブランディングを行うことで、離島特産物の魅力発信や販路拡大に繋げていくことを目的として本事業を実施する。

3. 事業内容

(1) 総合ブランディング

① 県産黒糖のブランドの構築及び情報発信

県産黒糖の魅力を発信するため、ソーシャルメディア等の活用など、県産黒糖の情報発信・PR活動等について、検討及び実証を行う。

② 県産黒糖の展示会等イベントの実証

県産黒糖の認知度向上、消費拡大を図るため、消費地における県産黒糖の有利性等の周知活動や地域食材の展示・商談会への出展等により消費者や実需者のニーズを的確に捉えるための取組み（アンケート等）を行う。

③ 異業種業界とのパートナーづくり

新たに県産黒糖を取り扱う販売業者及び食品製造等業者の掘り起こしを行うため、異業種業界と連携した県産黒糖に関するプロモーションづくりやパートナーづくりの実証・構築を行い、新商品開発等による県産黒糖の消費喚起、需要拡大に向け裾野を広げることとする。

なお、異業種業界との連携においては、県産黒糖の魅力等について、アンケート等で把握することとする。

④ 上記①～③の実証等以外にも有効と思われる取組に向けた検討を行う。

(2) 効率的な販促ツールの構築

県産黒糖のブランドの構築及び情報発信を行うため、(1)に関連したプロモーション等を実施するための販促ツールを作成する。

(3) 上記(1)及び(2)について取りまとめ、調査報告書(公表予定)を作成する。

4. 成果物(報告書)の納品

(1) 印刷製本物: A4判 カラー 両面 30冊

(2) 表紙には、件名、年月を入れるとともに「令和4年度 沖縄離島農業持続化支援 総合ブランディング実証等事業」と囲み文字で表記すること。

(3) 電子データ(CD又はDVD) 2枚

5. 納品期限

令和4年11月30日(水)

6. 納品場所

〒900-0024

沖縄県那覇市古波蔵1-24-27 沖縄県畜産振興支援センター1階

沖縄県黒砂糖協同組合

7. 契約期間

契約締結日～令和4年11月30日(水)

8. その他

(1) 本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び企画等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

(2) 事業の実施内容については、沖縄県黒砂糖協同組合(以下、「組合」という。)と十分な打合せを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。

不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を組合に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。

(3) 受注者は、本業務を実施するに当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基

づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流失防止に万全を期すこと。

- (4) 本仕様書に明記されていない事項及び詳細、または契約書に記載なき事項については組合と協議すること。
- (5) 組合との打合せを行った場合は、その要点（議事、決定事項、検討事項等）をメモとしてまとめ、速やかに組合へ提出すること。
- (6) その他、本業務において疑義が生じた場合については、組合と協議を行うこと。
- (7) 受注者は、本事業実施後、組合の求めに応じ、事業実施結果等についての説明等に応じること。なおその際、旅費、謝金等の支払いは発生しないものとする。

9. 問い合わせ先

沖縄県黒砂糖協同組合

担 当：宇良 勇（うら いさむ）

住 所：〒900-0024

沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27 沖縄畜産振興支援センター 1 階

電 話：098-851-8188

F A X：098-851-8877

メールアドレス：ura@okinawa-kurozatou.or.jp

- ※ 仕様書や提案書等についての問い合わせは、F A X 又は電子メールによるものとする。
- ※ なお、電子メール送信の際は、件名（題名）を必ず「令和3年度 沖縄離島農業持続化支援 総合ブランディング実証等事業」とすること。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託

先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。